

これまでの行財政改革の取組みと検討会議の設置に至る経過について

1 (平成当初～) 行政改革の取組み

別紙No.②

本町の行政改革は、バブル経済末期の平成2年度に策定した第1次箱根町行政改革大綱にはじまります。以降、6次にわたり大綱を策定し、その時々々の社会情勢の変化に対応しながら簡素で効率的な行政運営の確立を図るため、経費節減、事務事業や組織機構の見直し、職員の定員管理、民間活力の導入等に積極的に取り組んできました。

2 (平成15年度～) 財政改革の取組み

別紙No.③

行政改革の取組み後も、町民税及び固定資産税の上げ止まりが見られないなかで、平成初期の大規模建設事業の公債費負担など、義務的経費の増加による危機的な町財政を立て直すため、平成15年度を「財政再建元年」と位置づけました。

その後、平成16年に「財政再建プラン」、平成21年に「財政健全化プラン」を策定し、これらの計画に基づき、財政改革の取組みを進めてきました。

3 (平成27年度～) 行財政改革〔行政改革と財政改革の統合〕の取組み

別紙No.②③⑦

平成15年度以降、行政改革と財政改革の取組みとともに、財政調整基金(貯金)の取り崩しや臨時財政対策債、退職手当債の発行(借金)など、やり繰りをしながら行財政運営を行ってきましたが、基金の枯渇などにより、それも限界となり平成28年度の予算が編成できない状況にまで陥ってしまいました。

そこで、より一層の行財政改革の推進するために、これまでの行政改革、財政改革の2つを統合した「行財政改革アクションプラン」を策定し、これまで聖域としてきた消防職員の削減など従前の計画以上の内容とした取組みを行うこととしました。

4 (平成28～30年度) 固定資産税超過課税の実施〔新財源の検討〕

別紙No.④⑤⑦

中期財政見通しを策定した結果、行財政改革アクションプランを実施してもなお多額の不足が生じてしまうことから、平成27年度に新財源確保有識者会議を設置し、新財源について検討した結果、固定資産税の税率を見直すことを決定しました。

当初、平成28年度から令和3年度までの6年間、税率を現行の1.4%から1.68%に引き上げる町税条例の一部改正案を提案しましたが、議会での審議の結果、平成28年度から30年度までの3年間、税率を1.58%とする内容で議決されました。

5 (平成28年度) 行財政運営を考える町民会議の設置

別紙No.⑥

平成27年12月議会における固定資産税の税率見直しに関する審議の際に、箱根温泉旅館ホテル協同組合から議会に対し「財政再建と持続的発展についてALL箱根で議論する場の設置」について要望がありました。

将来にわたり安定的な行財政運営をするにはどうすべきか、町民や事業者の皆さまから幅広く意見を伺うことを目的として平成28年度に町民会議を設置しました。

会議を重ねた結果、委員の総意に基づき、「観光地としてどのような町をめざすべきか」「自分たちがどのような町に住みたいか」「将来子どもたちにどのような町を残したいか」「そのような町にするためにどうしたらいいか」といったことについて、委員の思いを提言書としてまとめて頂きました。

6 (令和元～5年度) 固定資産税超過課税の継続〔次期財源の検討〕 別紙No.②③④⑤⑦

平成28年度以降、行財政改革アクションプランや受益者負担の適正化などの取組みを進めるとともに、令和元年度以降の財源不足額の対応策について、中長期財政見通しや行財政改革アクションプランの改定、さらに既存税に加え法定外税等も含めた次期財源のあり方について、行財政改革有識者会議の議論を踏まえつつ、改めてゼロベースで検討を行いました。その結果、『固定資産税の超過課税の実施(継続)』が最も望ましいと考え、令和元年度から5年度の5年間については、固定資産税超過課税(1.58%)の継続、また、その後も当分の間実施することとし、5年毎に施行状況を検討したうえで、所要の措置を講ずるという町税条例の一部改正案が議決されました。

なお、長期(令和6年度以降)には、さらに財源不足の拡大が見込まれるため、固定資産税超過課税の継続以外に、新たに宿泊税導入に向けた検討が必要であると考えました。

7 (令和元年度) 観光まちづくり財源検討会議の設置 別紙No.①⑧⑨

上記の財源確保策の考え方に加え、行財政運営を考える町民会議及び行財政改革有識者会議の提言も踏まえ、本検討会議を設置したものです。

当初、この会議の検討結果は令和4年度からの第6次総合計画後期基本計画及び令和6年度以降の財源不足への対応に反映させる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していること等を踏まえて、令和2年10月の第6回会議以降、感染状況が落ち着くまで開催を見送ってきました。

8 (令和6年度～) 令和6年度以降の財源不足への対応について 別紙No.①②③④⑤⑦

令和5年12月に5年毎の固定資産税超過課税の決定時期を迎えるため、第6次総合計画後期基本計画との整合性を図りつつ、中長期財政見通しや行財政改革アクションプランの改定など一連の作業をもとに令和6年度以降の財源不足への対応を検討しました。

その間、令和元年台風19号や新型コロナウイルス感染症といった想定外の事態が続き、観光業への影響を考慮した結果、財源確保策の検討を中断せざるをえない状況にあったため、中期(令和6から10年度)の5年間については、固定資産税超過課税(1.58%)を継続したうえで、観光まちづくり財源の導入を見送り、ふるさと納税の取組み強化などを図ることとしました。

ただし、長期(令和11年度以降)には、財源不足が中期の2倍以上に拡大するため、中期の対応に加えて、長期に備えた取組み(『財源確保策の検討(観光まちづくり財源導入)』や『公共施設のあり方の抜本的な見直し』)により対応するものとしています。

行財政改革の取組経過一覧（平成9～令和11年度）

項目	令和（年度）																																																	
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	～																
	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	～																
① 総合計画	第4次総合計画(H9～H18)										第5次総合計画(H19～H28)										第6次総合計画(前期:H29～R3)					第6次総合計画(後期:R4～R8)					第7次総合計画(前期:R9～R13)																			
② 行政改革	第3次行革(H9～H11)										第4次行革(H12～H16)					第5次行革(H17～H21)					第6次行革(H22～H26)					行財政改革アクションプラン(H27～R1)																								
③ 財政改革											○ 財政再建元年 財政再建プラン(H16～H21)					財政健全化プラン(H22～H26)					統合 改定 第1期アクションプラン(H29～R4)					第2期アクションプラン(R5～R9)					第3期アクションプラン(R10～R14)																			
④ 財政見通し																					中期財政見通し(H28～R3)					改定 中長期財政見通し(H30～R9)					改定 中長期財政見通し(R5～R15)					改定 中長期財政見通し(R10～R20)														
⑤ 財源確保策																					外部評価・新プランに対する助言					意見を推進項目に反映 【第1期】固定資産税超過課税(H28～H30)					【第2期】固定資産税超過課税の継続(当分の間・5年毎に見直し)(R1～R5)					【第3期】令和6年度以降の財源不足への対応の決定(R6～R10)					【第4期】令和11年度以降の財源不足への対応の決定									
⑥ 行財政運営を考える町民会議																					町民会議(H29.11提言)					意見を考慮																								
⑦ 行財政改革有識者会議等	【参考】行財政改革有識者会議等について ※1 新財源確保有識者会議(H27.10提言 新財源確保について) ※2 行財政改革有識者会議(H30.5提言 平成31年度以降の財源確保策について)										※3 行財政改革有識者会議(R5.5提言 令和6年度以降の財源のあり方について)										※1 (H27.11提言)					※2 (H30.5提言)					※3 (R5.5提言)																			
⑧ HOT21観光プラン	HOT21観光プラン基本計画(H14～)										HOT21観光プラン実施計画(H15～H24)										HOT21観光プラン実施計画(H25～)										第2次HOT21観光プラン基本計画(H30～R9)					HOT21観光プラン実施計画(前期:R1～R5)					HOT21観光プラン実施計画(後期:R6～R9)					第3次HOT21観光プラン基本計画(R10～R14)				
⑨ 観光まちづくり財源検討会議																															意見を考慮					財源面の検討					財源面の検討					財源面の検討				
																															意見を考慮					財源面の検討					財源面の検討					財源面の検討				
行政改革	【第3次行革】 ・職員新規採用の抑制 ・ごみ収集の全面民間委託 ・観光施設観覧料、下水道、温泉使用料の改定										【第4次行革】 ・職員数の削減 ・東京案内所の廃止 ・保育園給食調理員の民間委託 ・日帰り入湯税の導入 ・水道料金の改定 ・下水道使用料の改定 ・補助金の整理合理化					【第5次行革】 ・職員定員管理の適正化(退職者不補充等) ・指定管理者制度の導入 ・下水道施設管理の民間委託 ・粗大ごみ不燃物処理手数料の改定 ・自治基本条例の制定 ・電子入札の導入					【第6次行革】 ・職員数の適正化 ・税外収入(バナー広告、ふるさと納税)の確保 ・町村情報システムの共同化 ・公共施設運営経費の見直し ・メールマガジンによる情報提供の推進					【行財政改革アクションプラン(H27,28)】(基本目標1) ・町税徴収率の向上及び課税客体の把握 ・使用料・手数料の見直し ・ふるさと納税の促進 (基本目標2) ・ごみ収集体制の見直し ・レイクアリーナの運営見直し ・公共施設の計画的な再配置 (基本目標3) ・消防職員の定数削減 ・定住化の促進 ・HOT21観光プランの推進					【第1期行財政改革アクションプラン(H29～R4)】 (量の改革) ・町税徴収率の向上 ・使用料・手数料の見直し ・財政調整基金の残高確保 (質の改革) ・街路灯のLED化 ・119番通報受信時の多言語通訳サービス導入 ・公共施設の計画的な再配置 (活力ある地域社会の形成) ・子ども子育て支援計画の推進 ・高校生への電車バス共通定期券の導入検討・実施 (意識の改革) ・官民が連携したまちづくり手法の検討及び推進 ・学校業務改善プランの策定					【第2期行財政改革アクションプラン(R5～R9)】 (量の改革) ・町税徴収率の向上 ・ふるさと納税の促進 ・公共下水道事業会計の計画的な運営 (質の改革) ・デジタルデバйд対策 ・多様化する119番通報への対応 ・観光案内所のあり方を見直し (活力ある地域社会の形成) ・定住化の促進 ・子育てシェアタウンの推進 ・地域コミュニティの活性化 (意識の改革) ・官民が連携したまちづくりの推進 ・職員提案制度の推進														
財政改革											【財政再建プラン(目標)】(結果) ①経常収支比率 80%以下 × ②人件費比率 30%以下 × ③新規採用職員を退職者の1/2以内 ○ ④公債費比率 15%以下 ○ ⑤毎年度起債額 5億円以内 ○ ⑥財政調整基金に毎年5千万円積立 ○ ⑦町税徴収率 90%以上 × ⑧毎年度特別会計への繰出金総額 9億円以内 ○										【財政健全化プラン(目標)】(結果) ①毎年度の経常的経費 19億円以内 × ②職員数の削減 5年間で25人以上 -24人 × ③毎年度起債額 5億円以内 ○ ④財政調整基金に毎年5千万円積立 ○ ⑤町税・各種使用料等の徴収率 90%以上 × ⑥毎年度特別会計への繰出金総額 9億円以内 ○																													

観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方の前提条件と検討対象について【令和元年度 第2回検討会議資料】

	1 財源不足額	2 財源確保策	3 他税目の検討結果	4 町民会議の提言	(別枠) 行財政改革
これまでの取組経過と町の考え方 (※)	<p>・財源不足の背景は、町税の著しい減少であるが、行政サービス水準を維持する中で多くの経費を要しているのは、ごみ処理、消防、下水道、観光施策や観光施設など観光関係の支出である。</p> <p>・これを踏まえ算出した中長期財政見通しの歳入歳出差引額から、行財政改革アクションプランの収支改善効果額を引いて財源不足額を算出。</p> <p>中期：5億500万円/年 (R1~R5) 長期：8億8,400万円/年 (R6~R9) 約3.9億円の増</p>	<p>H27：新財源確保策の検討 (法定税中心に検討) ↓ 固定資産税超過課税の導入</p> <p>H29, 30：次期財源確保策の検討 (法定税と法定外税の実施可能性を検討) ↓ 中期：固定資産税超過課税の継続 長期：固定資産税超過課税の継続 新たに宿泊税の導入に向けた検討が必要</p>	<p>・観光まちづくり財源の検討にあたっては、既に入湯税収入が町税収入の1割以上となる約7億円あり、さらに、入湯税の充当対象と一部重複するごみ処理手数料やふるさと納税も考慮すると、仮に課税したとしても事業費のごく一部にしか充当できず、財源不足の解消効果はない。</p> <p>・このため、用途については、観光客受入関係経費(観光施策の充実)だけでなく、人件費を含めた既存の観光振興や消防力の維持に要する経費(観光施策の維持)も対象とする必要がある。</p>	<p>・箱根町の存立基盤は、国内有数の観光地であることであり、現在だけでなく、将来的にもそうあり続ける必要がある。</p> <p>・観光地として繁栄することは、町民の就労機会の確保や観光関連の税収による行政サービスの充実につながると同時に、住民をはじめ箱根を基盤として生活する人々の活動により箱根の観光が支えられている。</p>	<p>・行財政改革アクションプランや公共施設再編・整備計画の着実な実施。</p> <p>・特に令和6年度以降の長期では多額の財源不足が見込まれている中で、既存事務事業の見直しや財源確保策だけでは、持続可能な財政運営を実現することは難しい。</p> <p>・このため、縮小傾向で推移する税収に見合うように歳出を抑制すると同時に、その歳出によって最大の効果を上げることができるように行財政運営方法を確立する必要がある。</p>
	<p>固定資産税超過課税の継続はやむを得ないだけでなく、財源不足の状況に応じてさらなる税率引き上げが必要となる可能性があるため、超過課税以外の財源確保策を視野に入れておく必要がある。</p>	<p>長期的な財政見通しを踏まえれば、町民・事業者だけではなく観光客に更なる負担を求めることも必要であると判断できることから、宿泊税を中心に具体的な検討を進める必要がある。</p>	<p>先進団体では観光施策の充実分のみを対象としているが、本町の特性や実情を踏まえると、観光施策の維持に要する費用も対象とした制度が必要である。</p>	<p>長期的にも町が発展するために「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような施策の展開とそれを支える財政構造や負担のあり方を考える必要がある。</p>	<p>超過課税の継続を決定したが、財源不足の拡大を見据えると、更なる負担を求めざるを得ない状況である。そのために町は、行財政改革に取り組み続け、町民等の理解や協力を得ていくことが不可欠である。</p>
前提条件	A 長期的な財源不足への備え	B 観光客に負担を求める方策	C 維持あつての充実という考え方	D 観光と暮らしを両輪と捉える	更なる負担を求める前提としての取組
令和元年度～令和3年度	<p>観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議</p> <p>4つの前提条件(A~D)をもとに 次の3項目を検討 ⇒</p> <p>① 歳出の対象分野と規模感 ② 観光まちづくり財源のあり方 ③ 具体的な制度内容</p>				
令和4年度～5年度	<p>第6次総合計画後期基本計画・実施計画の策定</p> <p>第6次総合計画前期基本計画実施計画</p> <p>HOT21観光プラン実施計画</p> <p>反映</p> <p>反映</p> <p>考慮</p> <p>連動</p> <p>反映</p> <p>第2期公共施設再編・整備計画の策定</p> <p>d 次期行財政改革アクションプランの策定 (収支改善効果額の算出)</p>				
令和6年度以降	<p>行財政改革有識者会議</p> <p>行財政改革推進本部会議 (本部長：町長)</p> <p>① 令和6年度以降の財源不足額の算出 (c, dを策定し算出) ② 令和6年度以降の財源確保策の検討・決定 (a, bをもとに検討・決定)</p> <p>議会手続</p> <p>財源確保策の実施</p>				<p>令和5年度第1回検討会議後追記</p> <p>町の考え方(※箇所)は、「財源不足に対する町の考え方(平成30年7月作成 第1版)」を要約したもの。</p>